

研究者の流動性向上に関する調査・検討について（案）

1．基本計画の理念

- 世界水準の優れた研究成果を生み出す仕組みの構築のためには、科学技術活動の基礎となる人材の充実は重要な課題。
- このため、任期制の広範な定着、公募の普及、産学官間の人材交流の促進等により研究者の流動化を促進し、特に若手研究者に多様な研究開発環境を経験させることにより、研究開発環境の活性化を図る必要がある。
- その際、研究者と産学官の研究機関等とのニーズを合致させることができる「市場メカニズム」が働く環境の形成が重要。

2．基本計画に掲げられている事項

- 国の研究機関等（試験研究機関等、独立行政法人、国立大学、大学共同利用機関、特殊法人、認可法人）は、
 - ・ 30代半ば程度までの若手研究者については広く任期を付して雇用するように努めること。
 - ・ 研究を行う職については原則公募とし、広く資質・能力のある研究者に公平な雇用機会を提供すること。
 - ・ 任期制及び公募の適用方針を明示した計画を作成するよう努めること。
- 研究機関の評価に当たっては、任期制及び公募の適用状況を評価の一つの重要な観点とすること。
- 若手研究者が原則5年間は任期付研究員として活躍できるようにし、一定の条件の下に再任もできるようにすること。
- 任期付研究員について、業績や能力に応じた処遇を図れるよう改善を行うこと。
- 任期付教員等の業績、能力等を十分に反映した処遇の改善方策について検討すること。
- 産学官間の交流や国際交流を重視すること。
- ポストドクターや若手研究者の行政、企業等への派遣を可能とし促進すること。

3．今後の調査・検討について

- 2のとおり、国の研究機関等は「任期制及び公募の適用方針を明示した計画」を作成するよう努めるものとされており、総合科学技術会議は、できるだけ早くこの実施計画の提出を求め、必要に応じ基本的な指針を取りまとめる必要がある。
- 各機関における上記計画の作成を促進するため、科学技術システム改革専門調査会において、計画のガイドラインを含む基本的な指針について調査・検討を進めてはどうか。